

笠岡市内地域密着型サービス事業所 管理者 様

笠岡市健康福祉部長寿支援課長

新型コロナウイルス感染症に伴う運営推進会議の取扱いについて（第4報）

日頃から、本市の介護保険行政の推進につきましてご理解と多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、令和2年4月20日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に伴う運営推進会議の取扱いについて（第3報）」により、当面の間運営推進会議の開催を中止するよう通知したところですがこの度、岡山県から令和2年6月17日付け指第429号「社会福祉施設等における引き続きの感染防止策の徹底について（第2報）」により今後の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の方針が示されました。

これに伴い、令和2年4月20日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に伴う運営推進会議の取扱いについて（第3報）」2の取扱い対象期間の終期を令和2年6月30日までとしますのでお知らせします。

また、今回の方針を受け、本市においてその方針に基づき今後の対応について検討した結果、次のとおり取扱うこととしましたので各事業所におかれまして、適切な対応をお願いいたします。

記

1 運営推進会議の取扱いについて

令和2年7月1日（水）から徐々に開催をはじめてください。

注1：令和2年5月25日に新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が全ての都道府県において解除されましたが、依然感染者が毎日確認されています。また、新型コロナウイルス感染の終息時期は不明で、今後の流行も予測できない状況です。

新型コロナウイルス感染拡大の恐れは減少傾向にありますが、感染リスクが完全に無くなった訳ではありません。開催にあたっては、感染防止対策を徹底してください。

注2：書面等により各構成員に情報提供を行った場合、運営推進会議を開催したものとみなします。この場合、運営推進会議の構成員に対し配布した書面（資料等）を長寿支援課へ提出してください。また、構成員から電話等により意見があった場合は、会議録等に記録を残してください。

注3：本通知の取扱いについては、新型コロナウイルス感染の流行状況、厚生労働省及び岡山県から新たに方針等が示された場合、変更となる可能性があります。また、本市の取扱いにつきましては、状況を総合的に勘案し決定いたします。その際は、あらためて通知いたします。

注4：本通知は、運営推進会議の開催を強制するものではありません。万全の状態での開催が望ましく、少しでも開催に不安を感じる場合は開催の延期や中止を検討してください。

2 運営推進会議開催時の注意点

- 1 運営推進会議の開催については、各事業所の判断により開催してください。
- 2 開催にあたっては、3密（密閉、密集、密接）を避け、出席者は必要最低限の人数（事業所職員を含め概ね10名程度）及び短時間（概ね30分程度）で開催してください。
- 3 会議開始前に出席者へ手洗い（手指消毒）及びマスク着用をお願い、必要に応じて検温を実施してください。出席者の中に発熱等体調不良が認められる場合は会議への出席をお断りする等の対応を検討してください。）

3 運営推進会議の開催を中止する場合

下記の状況等に該当し、やむを得ず運営推進会議の開催を中止した場合、別紙中止の報告書を長寿支援課まで提出してください。

- ・新型コロナウイルス感染を危惧する等の理由により構成員から会議への出席を断られた場合。
- ・3密（密閉、密集、密接）を回避できない場合。
- ・構成員及び事業所職員の中に、新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる場合。
- ・事業所（法人）の方針で、外部の方の出入りを制限（禁止）している場合。

上記は一例であり、この他にも様々なケースが考えられます。中止の判断が難しい場合は、長寿支援課までお問い合わせください。

また、上記の状況等による開催中止は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）（令和2年2月28日事務連絡）」問8により運営基準違反とならない取扱いが可能です。

4 運営推進会議等への市職員の出務について

令和2年7月1日（水）より市職員の出務が可能となります。

5 留意事項

本通知は、岡山県の方針を基に本市において、普段どおりの活動を再開する方向で検討したものです。また、本通知は運営推進会議の開催中止を妨げるものではありません。前述のとおりやむを得ず中止する場合であっても「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）（令和2年2月28日事務連絡）」問8において、柔軟な取扱いが可能です。

なお、国が発出している「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」の通知の取扱いは、現在も継続中です。

6 その他

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきまして業務多忙中のところご尽力くださり感謝申し上げます。各事業所におかれましても新しい生活様式を実践しながら、引き続き感染防止対策の徹底をお願いいたします。

(問い合わせ先) 笠岡市健康福祉部長寿支援課 介護事業者指導係 TEL 0865-69-2139
